

教職員懲戒処分の公表基準について

奈良県教育委員会

1 目的

県教育委員会が行った懲戒処分について、原則公表することにより、教職員の綱紀肅正の徹底及び不祥事の再発防止を図るとともに、県民から信頼を得られる教育行政の推進に資する。

2 公表の対象となる処分

- (1) 地方公務員法第29条に基づく懲戒処分
- (2) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓告等

3 公表する内容

- (1) 公表する内容は、原則として次の事項とする。

A 飲酒運転等に関する場合 B 次の非違行為のいずれかに該当する場合 ① 職務に関連する非違行為 ② 社会的影響が大きく、または事故報道された非違行為	左記以外の場合
① 所属名 ② 職名 ③ 職員氏名 ④ 年齢 ⑤ 事案の概要 ⑥ 処分の内容 ⑦ 処分日	① 職名 ② 事案の概要 ③ 処分の内容 ④ 処分日

- (2) (1)において、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合は、この限りでない。

4 公表の時期及び方法

- (1) 時期
公表は、原則として処分を行った日において行う。
- (2) 方法
報道発表資料の提供及び記者会見により行う。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年8月21日から適用する。